

平成18年度「土砂災害防止月間」実施要領

1 目 的

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状にかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。

2 期 間

平成18年6月1日（木）から6月30日（金）まで

3 主 催

国土交通省、都道府県

4 後 援

内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本郵政公社、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、(社)全国治水砂防協会、(財)砂防・地すべり技術センター、(財)砂防フロンティア整備推進機構、NPO法人砂防広報センター、全国地すべりがけ崩れ対策協議会、(社)斜面防災対策技術協会、(財)建設技術研究所、(社)建設広報協議会、砂防ボランティア全国連絡協議会

5 運動のテーマ

みんなで防ごう土砂災害

6 実 施 内 容

(1) 重点事項

平成16年、平成17年は、台風、梅雨前線豪雨、地震などにより全国各地で悲惨な土砂災害が多発し、多くの人命が失われた。特に、避難の遅れと高齢者等の災害時要援護者の犠牲者が増加しその対応が

課題となっている。

このような土砂災害の防止及び被害の軽減のためには、施設整備等ハード対策を着実に推進するとともに、土砂災害危険箇所の増加抑制や警戒避難体制の整備等ソフト対策について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を通じて、住民が理解を深めることが重要である。また、地域における災害時の迅速な情報伝達、円滑な警戒避難や災害時要援護者の避難支援を行うため、地域コミュニティの協力体制の維持、強化が重要である。

さらに、土砂災害対策の実効性を高めるためには、住民と行政が常に情報を共有し、役割を分担するシステムの構築が必要であり、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」が大切である。すなわち行政は、住民が自ら土砂災害を認識するようハザードマップによる危険箇所の周知、地域特性に応じた分かりやすい情報の提供とその伝達体制の整備や、土砂災害に関する啓発の強化を図る。このことにより、住民は、気象や自然の異変への備えを自主的に行うとともに、住民と行政の間で情報を相互に伝達する体制を確保するなど行政側の施策と相まって地域における防災力と防災意識の向上を目指すことが肝要である。

そのため、平成18年度土砂災害防止月間は、住民参加を主とする諸行事及び活動に重点を置き、住民や市民団体等と連携を図り、関係団体の緊密な協力を得て実施するものとする。

1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備等の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）の土砂災害警戒区域等の指定を通じて、警戒避難等について住民が理解を深められるよう指定の促進並びにハザードマップの配布や情報伝達体制の構築を図る。また、土砂災害防止法の内容についての普及の強化を図るため、講習会等を開催する。

2) 情報の伝達・共有化の推進

行政による土砂災害に関する各種情報の周知及び大雨時の情報伝達にとどまらず、住民と行政が、土砂災害危険箇所を自ら確認するなど、土砂災害に関する情報の共有化を図ることは、土砂災害防止を推進する上で重要なことである。このため、以下の施策の実施に努める。

① 土砂災害危険箇所の周知強化

土砂災害危険箇所に係る情報の周知を図るため、土砂災害ハザードマップ等の配布、広報誌等への掲載等による土砂災害危険情報の周知、近年に土砂災害が発生した箇所等の周辺住民に対してダイレクトメールによる危険箇所の周知を強化する。

② 住民と行政による土砂災害危険箇所の点検活動の強化

住民、砂防ボランティア等の市民団体等との連携により、土砂災害危険箇所の点検等の活動の強化を図る。

③ 郵便局との連携強化

各都道府県において連携を進める郵便局を中心とした土砂災害防止のための広報活動等を積極的に推進し、住民等へ土砂災害関係情報の周知を強化する。

④ 土砂災害110番等の防災情報伝達の窓口の周知

土砂災害に関する住民からの情報窓口となる「土砂災害110番」の設置を促進するとともに、設置状況、連絡先等の情報および土砂災害の前兆現象に関する情報の窓口について地域住民への周知を強化する。

3) 災害時要援護者関連施設への対応強化

社会福祉施設、学校等の災害時要援護者関連施設に対する土砂災害関係情報の周知のため、防災部局、福祉部局、教育部局等の連携の強化を図る。そのため、講習会の開催等による情報提供や情報伝達体制の整備等を一層強化する。

4) 土砂災害に対する全国統一防災訓練等の実施

土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図るため、都道府県と市町村、警察、消防等の関係機関や地元自主防災組織と連携して、住民参加の土砂災害に対する全国統一防災訓練を実施する。

5) 土砂災害に関する防災教育、啓発活動の強化

住民への土砂災害に関する防災教育や啓発活動を通じて、事前の準備や早期避難の実施等、住民自ら適切な避難行動が判断できるためには防災教育や啓発活動が重要である。このため、以下の施策の実施に努める。

① 教育関係者への広報活動の強化

災害発生前に住民等が的確に行動するためには、日常からの備えが必要であり、学校教育等における防災教育が重要であることから、教育関係者への広報活動を強化する。

② 土砂災害の伝承等による啓発の推進

土砂災害の恐ろしさやその対策の必要性を啓発するため、地域に伝わる土砂災害の伝承の発掘・定着に努めるとともに、地域で発生した土砂災害の記録や教訓の周知を図る。

(2) 土砂災害防止推進の集い（全国大会）の開催

土砂災害防止推進の集い（全国大会）を6月1日（木）に秋田県秋田市、現地研修会を6月2日（金）に秋田市内等において実施する。

(3) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があった個人または団体を表彰する。

(4) 土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文の表彰、募集

全国の小・中学生を対象に、絵画・作文・ポスターの募集を行い、表彰する。

(5) がけ崩れ防災週間の実施

6月1日（木）から6月7日（水）までの一週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施する。

(6) その他広報活動の推進

- ① パンフレット等の関係住民への配布、垂れ幕、ポスターの掲示等による広報を広く実施する。
- ② 講演会、防災訓練、見学会等を市民団体等との連携など、地域の実状に応じた効果的な方法で実施する。
- ③ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施する。